

○垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱

平成30年 6 月 29日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における地域資源としての空き家及び空き地の有効活用並びに町内への移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、垂井町空き家・空き地バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近く使用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 空き地 市街化区域内に存する個人が所有する土地のうち、現に活用していない宅地又は農地をいう。ただし、民間事業による賃貸、売買を目的とする土地を除く。
- (3) 物件 空き家又は空き地をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 物件の利用を希望する者に対し、物件の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を提供するための物件情報登録制度をいう。
- (5) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部が選定をした事業者をいう。

(物件の登録等)

第3条 空き家・空き地バンクに物件を登録しようとする所有者等（物件の所有者又は管理者をいう。以下「申込者」という。）は、垂井町空き家・空き地バンク登録申込書（別記第1号様式）及び垂井町空き家・空き地バンク登録台帳（別記第2号様式。以下「登録台帳」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調

査をするものとする。

3 町長は、前項に規定する調査を実施する場合において、協力事業者に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。

4 町長は、第2項の規定による調査により登録することが適当又は不適当と認めたときは、垂井町空き家・空き地バンク登録通知書（別記第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

5 町長は、第1項の規定による申込みをしていない物件で、空き家・空き地バンクによる有効活用が望ましいと認めるものは、その所有者等に対して空き家・空き地バンクへの登録を勧めることができるものとする。

6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

（空き家・空き地バンクに係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第4項の規定により登録をした旨の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、垂井町空き家・空き地バンク登録変更届出書（別記第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録台帳を添えて、町長に届け出なければならない。

（登録物件の登録の取消し）

第5条 物件登録者は、空き家・空き地バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）の登録を取り消すときは、垂井町空き家・空き地バンク登録取消届出書（別記第5号様式）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は登録物件に係る所有権等の権利に異動があったときその他登録を取り消すことが適当と認めたときは、当該空き家・空き地バンクの登録を取り消すとともに、垂井町空き家・空き地バンク登録取消通知書（別記第6号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。

（物件情報の公開）

第6条 町長は、登録台帳に記載された情報の一部を全国版空き家・空き地バンク等に掲載し、公開するものとする。

（利用の登録）

第7条 空き家・空き地バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、垂井町空き家・空き地バンク利用登録申込書（別記第7号様式）及び垂井町空き家・空き地バンク利用宣誓書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を確認し、登録することが適当又は不適当と認めたときは、垂井町空き家・空き地バンク利用登録通知書（別記第9号様式）により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

（利用登録事項の変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による登録をした旨の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、垂井町空き家・空き地バンク利用登録変更届出書（別記第10号様式）により町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 利用登録者は、空き家・空き地バンクの登録を取り消すときは、垂井町空き家・空き地バンク利用登録取消届出書（別記第11号様式）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は利用登録者が物件を利用することにより公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するおそれがあると認めるときその他登録を取り消すことが適当と認めたときは、当該空き家・空き地バンクの利用登録を取り消すとともに、垂井町空き家・空き地バンク利用登録取消通知書（別記第12号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

（登録物件の交渉の申込み等）

第10条 登録物件の利用について交渉を希望する利用登録者は、垂井町空き家・空き地バンク登録物件交渉申込書（別記第13号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、協力事業者にその旨を通知するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第11条 前条第2項による通知を受けた協力事業者は、遅滞なく物件登録者と利用登録者との登録物件に関する交渉の仲介を行うとともに、その交渉結果について町長に報告するものとする。

2 町長は、物件登録者と利用登録者との物件に関する交渉及びその仲介並びに売買、賃貸借等の契約に関する行為については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切の疑義又は紛争については、当事者間で解決するものとする。

（暴力団の排除）

第12条 垂井町暴力団排除条例（平成24年垂井町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員は、空き家・空き地バンクを利用することができない。

（その他）

第13条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第60号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日告示第20号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月19日告示第94号）

この告示は、令和6年4月26日から施行する。

別記
第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

垂井町長 様

申込者 住 所
(所有者) 氏 名
電話番号

垂井町空き家・空き地バンク登録申込書

垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家・空き地バンクへの登録を申し込みます。なお、登録に際し、申請物件の詳細調査、写真撮影等を実施する場合は、これを承諾します。

また、別紙登録台帳の内容のうち、必要な物件情報を一般に公開するとともに、利用希望があった場合には、私の個人情報を利用希望者へ提供することに同意します。

物 件 所 在 地	垂井町
物 件 所 有 者	※共有の場合はすべての所有者を記載
登 録 内 容	別紙 垂井町空き家・空き地バンク登録台帳（第 2 号様式） のとおり
契 約 交 渉	契約交渉に関わる全てについて、協力事業者へ仲介を依頼します。併せて、同事業者への情報の提供を承諾します。

- 【注意事項】
- 1 垂井町では、必要な連絡調整は行いますが、物件登録者と利用登録者との契約に関する行為については、直接これに関与しません。
 - 2 仲介業務を行う事業者に対しては、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 4 6 条第 1 項に規定する範囲内で報酬が発生します。
 - 3 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び垂井町個人情報保護法施行条例（令和 4 年垂井町条例第 2 4 号）の規定に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

第2号様式（第3条関係）

垂井町空き家・空き地バンク登録台帳

（表面）

物件登録№			種別	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅	契約内容	☐ 賃貸 ☐ 売却
物件所在地	垂井町					
所 有 者 ※共有の場合は代表者	〒					
	氏 名				電話番号	
	E-mail				携帯番号	
管 理 者	〒					
	氏 名				電話番号	
	E-mail				携帯番号	
所有者の 希望価格	賃 貸	円／月				
	売 却	円				
物件 の概 要	面 積		構 造		附帯施設	
	土 地		m ²	☐ 木造	☐ 離れ	
	建 物	1 階		m ²	☐ 軽量鉄骨造	☐ 車庫
				坪	☐ 鉄筋コンクリート造	☐ 物置
		2 階		m ²	☐ その他	☐ その他
				坪	()	
	利用状況		補修の要否		補修の費用負担	建築年数
	☐ 放置 () 年		☐ 補修は不要		☐ 所有者負担	年建築
	☐ 物置		☐ 多少の補修必要		☐ 入居者負担	築 年
	☐ その他 ()		☐ 大幅な補修必要 ☐ 現在補修中		☐ その他 ()	
間取り	1 階	☐ 居間 (畳) ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ 洋室 (畳) (畳) ☐ 和室 (畳) (畳) (畳) ☐ その他 ()				
	2 階	☐ 洋室 (畳) (畳) ☐ 和室 (畳) (畳) (畳) ☐ トイレ ☐ その他 ()				
設備 状況	電 気	☐ 引き込み済 ☐ その他 ()				
	ガ ス	☐ プロパンガス ☐ その他 ()				
	風 呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他 ()				
	水 道	☐ 上水道 ☐ その他 ()				
	下 水	☐ 下水道 ☐ 合併浄化槽 ☐ 単独浄化槽 ☐ その他 ()				
	ト イ レ	☐ 水洗 ☐ 汲取り / ☐ 和式 ☐ 洋式				
	駐 車 場	☐ 有 (台) ☐ 無		物 置	☐ 有 ☐ 無	
	庭	☐ 有 ☐ 無		そ の 他		

(裏面)

主 要 施 設 の 設 置 等 距 離	☐ 駅	() km	☐ こども園	() km
	☐ バス停	() km	☐ 小学校	() km
	☐ 役場	() km	☐ 中学校	() km
	☐ 病院	() km	☐ 公園	() km
	☐ 消防署	() km	☐ スーパー	() km
	☐ 警察署	() km	☐ コンビニ	() km
	登記（相続登記）されているか		☐ 有 ☐ 無	
鍵を預けることは可能か		☐ 可 ☐ 不可		
すでに不動産業者と仲介契約を締結しているか		☐ 有 ☐ 無		
		事業所名		
		事業所所在地		
特記事項	ペット飼育 ☐ 可 (☐ 屋内 ☐ 屋外) ☐ 不可			

(添付資料)

■ 登記の全部事項証明書（土地・建物）

■ 固定資産税評価証明書

☐※ 建物図面一式

☐※ 契約書

※ 該当するものに☑をつけてください

【この欄は町で記入しますので記入しないでください。】

受 付 日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登 録 日	年 月 日	有効期間	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録取消 ☐ その他	

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

垂井町長

垂井町空き家・空き地バンク登録通知書

垂井町空き家・空き地バンクへの物件登録について、次のとおり登録 _____ しました
できません

ので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第3条第4項の規定により通知します。

☐ 以下のとおり登録しました。

物件登録番号 : 第 号

物件所在地 : 垂井町

登録日 : 年 月 日

有効期限 : 年 月 日

※ 登録事項に変更等が生じたときは、速やかに届け出てください。

☐ 次の理由により登録できません。

理 由

※ 登録できない理由が解消された場合は、再度申込みすることにより登録可能となることがあります。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

垂井町長 様

(物件登録者)
住 所
氏 名
電話番号

垂井町空き家・空き地バンク登録変更届出書

垂井町空き家・空き地バンクに登録されている物件（登録番号第 号）について、次のとおり登録内容の変更を行いたいので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第4条の規定により変更内容を記載した登録台帳を添えて届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
備 考		

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

垂井町長 様

(物件登録者)
住 所
氏 名
電話番号

垂井町空き家・空き地バンク登録取消届出書

垂井町空き家・空き地バンクに登録されている物件（登録番号第 号）について、次の理由により登録を取り消したいので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

登録取消の理由	
---------	--

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

垂井町長

垂井町空き家・空き地バンク登録取消通知書

垂井町空き家・空き地バンクに登録されている物件（登録番号第 号）について、次の理由により登録を取り消したので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

登録取消の理由	
---------	--

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

垂井町長 様

(利用希望者)
氏 名

垂井町空き家・空き地バンク利用登録申込書

垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり空き家・空き地バンクの利用登録を申し込みます。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	— —
携 帯 番 号	— —
E - m a i l	
利 用 目 的	

【注意事項】

- 1 垂井町では、必要な連絡調整は行いますが、物件登録者と利用登録者との契約に関する行為については、直接これに関与しません。
- 2 仲介業務を行う事業者に対しては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する範囲内で報酬が発生します。
- 3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び垂井町個人情報保護法施行条例（令和4年垂井町条例第24号）の規定に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

第9号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

垂井町長

垂井町空き家・空き地バンク利用登録通知書

垂井町空き家・空き地バンクの利用登録について、次のとおり登録 _____ しました
できません

ので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

☐ 以下のとおり利用登録しました。

利用登録番号 : 第 号

住 所 :

氏 名 :

登 録 日 : 年 月 日

有 効 期 限 : 年 月 日

※ 登録事項に変更等が生じたときは、速やかに届け出てください。

☐ 次の理由により利用登録できません。

理 由

※ 利用登録できない理由が解消された場合は、再度申込みすることにより登録可能となることがあります。

第 10 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

垂井町長 様

(利用登録者)
登録番号
住 所
氏 名
電話番号

垂井町空き家・空き地バンク利用登録変更届出書

次のとおり登録内容の変更を行いたいので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

変更内容	
------	--

第 11 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

垂井町長 様

(利用登録者)
登録番号
住 所
氏 名
電話番号

垂井町空き家・空き地バンク利用登録取消届出書

次の理由により登録を取り消したいので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

登録取消の理由	
---------	--

第 12 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

垂井町長

垂井町空き家・空き地バンク利用登録取消通知書

次の理由により利用登録を取り消したので、垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

登録取消の理由	
---------	--

第 13 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

垂井町長 様

(利用登録者)
氏 名

垂井町空き家・空き地バンク登録物件交渉申込書

垂井町空き家・空き地バンク事業実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり登録物件の交渉を申し込みます。

なお、交渉申込に係る私の個人情報について、その仲介を担当する協力事業者へ提供することに同意します。

物件登録番号	第 号		
利用登録番号	第 号		
住 所			
氏 名		年 齢	歳
電 話 番 号	— —		
同居構成	氏 名	続 柄	年 齢
			歳
			歳
			歳
			歳

※ 同時期に申込みできる物件は、1 物件とします。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 7 号様式（第 7 条関係）

第 8 号様式（第 7 条関係）

第 9 号様式（第 7 条関係）

第 10 号様式（第 8 条関係）

第 11 号様式（第 9 条関係）

第 12 号様式（第 9 条関係）

第 13 号様式（第 10 条関係）